医療費控除について

医療費等を支払った場合に、一定の金額を超えた部分が税金の所得控除の対象となることにより、税額が下がるものです。通常の医療費控除と、セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の2種類があり、どちらか一方のみ選択して申告することで控除を受けることができます。

対象 前年の1月1日から12月31日までの間に、本人または生計を一にする配偶者 やその他の親族のために支払った医療費等

※ 医療費控除は、支払った医療費等が還付される制度ではありません。

1 通常の医療費控除



通常の医療費控除の対象となる金額は、次の式で計算した金額です。

(控除限度額200万円)

医療費控除額 = 支払った医療費の合計額 — 保険金などで 補てんされる金額*1 — 10万円*2

- ※1 生命保険契約などで支給される入院費給付金や健康保険などで支給される高額療養費・家族療養費・出産育児一時金など
 - (注)保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても他の医療費からは差し引きません。
- ※2 その年の総所得金額等が 200 万円未満の方は、総所得金額等の 5%の金額

*医療費控除の対象となるかどうかよくお問い合わせいただく費用

費用の内容	判定	注意
公共交通機関による通院費	0	タクシー代は、電車やバスによる通院が困難な場合 にのみ認められます。
自家用車による通院にかかる ガソリン代・駐車料金	×	
健康診断・人間ドック	×	重大な疾病が発見され、引続きその疾病の治療等を 行った場合はO
インフルエンザ等の予防接種	×	B型肝炎の患者の親族を対象とした B型肝炎ワクチン接種費用は、医師の診断書等がある場合はO
大人用おむつにかかる費用	0	医師による「おむつ使用証明書」が必要です。
出産にかかる費用	0	出産育児一時金等の支給金額を除いた金額が対象です。不妊症の治療費も対象となりますが、助成を受けた金額は除きます。
介護老人保健施設の利用料	0	医療費控除対象額(領収書に明記)に限ります。
差額ベッド代・特別室料金	X	医師による指示がある場合は〇

2 セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例)



健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組(健康診断等の受診、定期予防接種、インフルエンザワクチンの予防接種など)を行う方が、特定一般用医薬品等(いわゆるスイッチ OTC 医薬品)購入費を支払った場合に受けることができます。

「一定の取組」や具体的なスイッチ OTC 医薬品の品目について詳しくは、厚生労働省のホームページ(https://www.mhlw.go.jp/)をご覧ください。

控除の対象となる金額は、次の式で計算した金額です。(控除限度額88,000円)



※ 生計を一にする配偶者その他の親族が「一定の取組」を行っているかどうかは、要件 とされていません。

控除を受けるための手続

医療費控除に関する事項を記載した確定申告書を、お住まいの区を管轄する税務署に提出してください。

所得税の確定申告をする必要がない場合は、市民税・県民税の申告書をお住まいの区を 担当する市税事務所あて提出してください。

必 必要書類

通常の医療費控除の場合

- □ 医療費控除の明細書(添付)
- □ 医療保険者等から交付された医療費通知(添付)
 - ※ 医療保険者等から交付された医療費通知(「医療費のお知らせハガキ」など)を利用して医療費控除の明細書を記載した場合は、その通知書を添付してください。

セルフメディケーション税制の場合

- □ セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の明細書(添付)
 - ※ 前年中に行った「一定の取組」について、必要事項を必ず記載してください。
- ★領収書の添付または提示により医療費控除の適用を受けることはできません。必ず 上記明細書を添付してください。
- ★セルフメディケーション税制の適用を受けようとする場合に、前年中に「一定の取組」を行ったことを確認できる書類の添付または提示は必要ありませんが、「一定の取組」について上記明細書に必要事項を記入してください。
- ★領収書(医療費通知に係るものを除きます。)や「一定の取組」を行ったことを確認できる書類は、内容確認のため市税事務所から提示または提出を求められる場合がありますので、ご自宅等で5年間保管してください。